

保育料無償化による補助金申請について

令和7年4月から市単独事業として、下記の対象の子どもが基準を満たす認可外保育施設・一時預かり事業を利用した場合、保育料無償化（月額42,000円上限）を実施いたします。

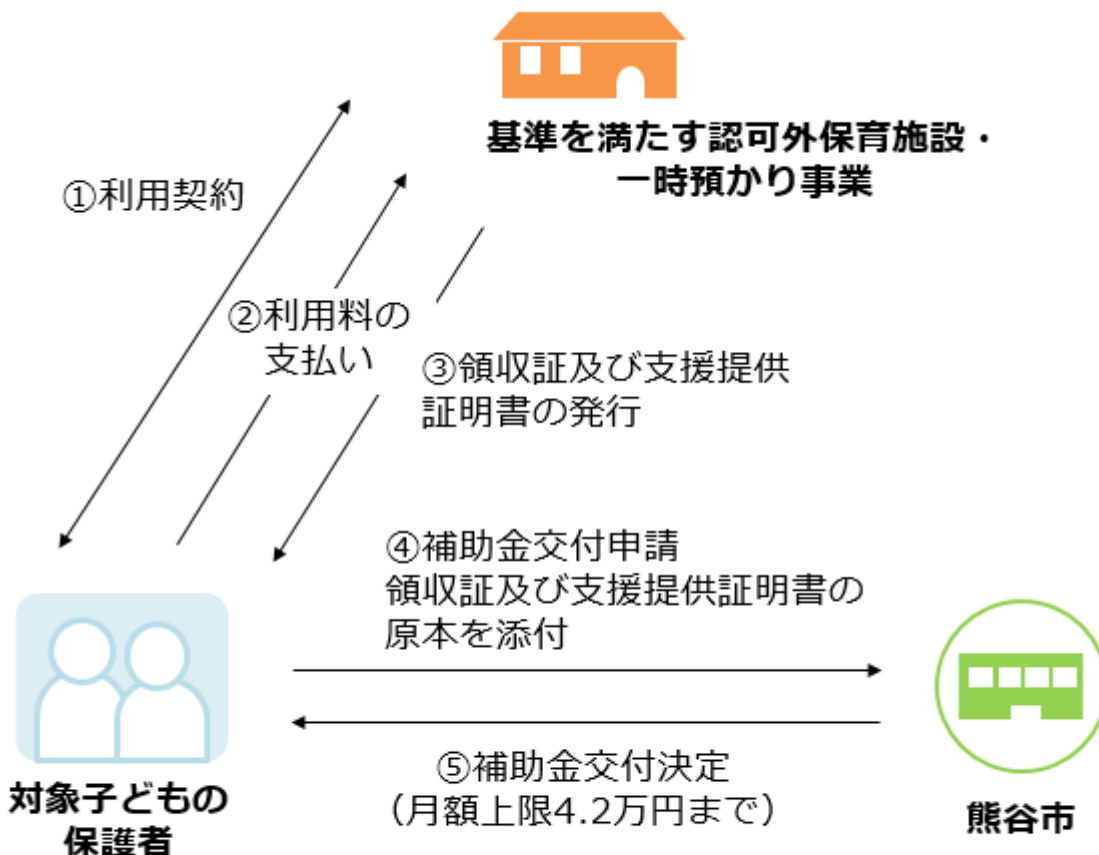
保護者の方には熊谷市へ補助金の交付申請をいただく必要がございます。

1 対象の子ども（次のすべてを満たす必要があります。）

- (1) 熊谷市内にお住いの保育を必要とする課税世帯の0歳児から2歳児の子ども
- (2) 認可保育施設（保育所（園）、認定こども園、地域型保育施設）の利用を希望したが入園できなかった子ども
- (3) 基準を満たす認可外保育施設、一時預かり事業を利用する子ども

※ 非課税世帯の0歳児から2歳児、3歳以上児は国の制度で無償化となります。
別に施設等利用給付認定申請のお手続きが必要です。

2 利用の流れ



※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

3 申請に必要な書類等

- (1) 熊谷市認可外保育施設等保育料無償化補助金交付申請書※ 1
 - (2) 認可保育施設（保育所（園）、認定こども園、地域型保育施設）へ入園を希望したことがわかる書類の写し（熊谷市へ申請を行った場合は添付の必要はありません。）
 - (3) 領収証 原本（認可外保育施設等が発行）※ 2
 - (4) 特定子ども・子育て支援提供証明書 原本（認可外保育施設等が発行）※ 2
- ※ 1 補助金を受け取る金融機関の口座を記載する必要があります。受け取り口座は申請者である保護者の口座となりますのでご注意ください。
- ※ 2 (3)と(4)は一緒に記載されているものでも可。

4 申請方法

【窓口の場合】

熊谷市役所 4 階 福祉部保育課窓口 （平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 まで）

【郵送の場合】

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1 熊谷市役所保育課管理係あて

5 申請期限

令和 7 年度（令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月）分：令和 8 年 3 月 3 1 日まで

6 注意事項

- ・基準を満たしていない施設を利用した場合はすべて自己負担となりますので御注意ください。
- ・申請期限を過ぎた場合は、利用の実績があっても補助金は交付できませんのでご注意ください。

7 連絡先

熊谷市役所 福祉部保育課管理係 電話 048-524-1111 内線 537
〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1

